

危険物施設の定期点検について

1. 定期点検の重要性

危険物施設の火災及び油流出事故の発生件数は、全国的に危険物施設が減少しているにもかかわらず、近年高い水準で推移しています。また、その原因については、**施設の管理及び確認不十分**といった**人的要因**や**腐食及び経年劣化**といった**物的要因**によるものが多数を占めます。

これらの危険物施設において火災や漏えい等の事故は、人命や財産に大きな被害を与えるばかりでなく、環境汚染など地域社会の人々に与える影響は極めて大きいです。

点検により異常を早期に発見し、被害を最小限にとどめるためには、日常点検は勿論のこと、「定期点検」を適正に実施することが重要です。

2. 定期点検が必要な施設

消防法第14条の3の2により、危険物施設の所有者、管理者又は占有者は、その施設を定期的に点検し、点検記録を作成し、一定期間保存することが義務付けられています。

点検を実施せず、虚偽の点検記録を作成又は、点検記録を保存しなかった場合等には罰則が適用されることもあります。

点検が必要となる施設は以下のとおりです。

| 対象となる製造所等 | 貯蔵し、又は取り扱う危険物の数量等 |
|-----------|---------------------------|
| 製造所 | 指定数量の倍数が10以上及び地下タンクを有するもの |
| 屋内貯蔵所 | 指定数量の倍数が150以上 |
| 屋外タンク貯蔵所 | 指定数量の倍数が200以上 |
| 屋外貯蔵所 | 指定数量の倍数が100以上 |
| 地下タンク貯蔵所 | すべて |
| 移動タンク貯蔵所 | すべて |
| 給油取扱所 | 地下タンクを有するもの |
| 移送取扱所 | すべて |
| 一般取扱所 | 指定数量の倍数が10以上及び地下タンクを有するもの |

(備考) 次の製造所は除く。

- ・ 鉱山保安法第19条第1項の規定による保安規程を定めている製造所等
- ・ 火薬類取締法第28条第1項の規定による危害予防規程を定めている製造所等
- ・ 移送取扱所のうち、配管の延長が7km以上15km以下のもの及び配管に係る最大常用圧力が0.95Mpa以上で、かつ、配管の延長が7km以上15km以下のもの
- ・ 指定数量の倍数が30以下で、かつ、引火点が40度以上の第四類の危険物のみを容器に詰め替える一般取扱所（地下タンクを有するものを除く。）

3. 点検実施者

定期点検は、危険物取扱者又は危険物施設保安員が行わなければならないとされていますが、危険物取扱者の立会いを受けた場合は、危険物取扱者以外の者でも点検を行うことができます。

※地下貯蔵タンク、地下埋設配管、移動タンク貯蔵所の漏れの有無等を確認する点検については、危険物の規制に関する規則第 62 条の 6 により「点検の方法に関する知識及び技能を有する者」が実施しなければなりません。

4. 点検記録事項

- (1) 点検をした製造所等の名称
- (2) 点検の方法及び結果
- (3) 点検年月日
- (4) 点検を行った危険物取扱者、危険物施設保安員、点検に立ち会った危険物取扱者の氏名

※下記のサイトにより点検記録表をダウンロードできます。
[財団法人 全国危険物安全協会](#) ← クリックしてください。

5. 点検の時期

定期点検は原則として 1 年に 1 回以上必要です。
ただし、以下についてはこの限りではありません。

※1,000kl 以上 10,000kl 未満の屋外タンク貯蔵所の内部点検・・・13 年に 1 回以上

※移動タンク貯蔵所の構造（水圧試験に係る部分に限る）の点検・・・5 年に 1 回以上

屋外タンク貯蔵所、移動タンク貯蔵所の他の部分については原則どおりです。

また、地下貯蔵タンク、地下埋設配管の漏れの点検は、設置後 15 年以内のもの及び必要な措置を講じたものについては、3 年に 1 回以上となります。

[\(地下タンク等の漏れの点検について参照\)](#) ←クリックしてください。

6. 保存期間

点検記録は、以下の区分に従い保存期間が定められています。

※1,000kl 以上 10,000kl 未満の屋外タンク貯蔵所の内部点検・・・原則 26 年間

※移動貯蔵タンクの漏れに関する点検記録・・・10 年

※上記以外の点検記録・・・3 年

お問い合わせ先
隠岐広域連合消防本部
予防課 危険物係 ☎08512-2-2307